

評価書（個票）

事務・事業名	勤労者財産形成貯蓄契約にあたる生命共済事業	担当課 (担当課長)	労働基準局勤労者生活課 (課長 富田 望)	
根拠法令等	○勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第6条第1項第2号 ○勤労者財産形成促進法施行令（昭和46年政令第332号）第5条第3号 ○勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年省令第27号）第1条の2の2	類 型	その他	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <p>勤労者財産形成貯蓄制度は、国と事業主が協力して勤労者の計画的な財産形成を支援することを目的としたものである。具体的には、事業主が給与天引きにより勤労者に代わって預入等を行うことにより、勤労者の計画的な貯蓄を支援するものである。</p> <p>勤労者財産形成貯蓄制度には、預貯金のほか、勤労者が「生命保険会社等」との間で締結した生命保険契約で一定の要件を満たすもの等も含むものとされている（勤労者財産形成促進法第6条第1項第2号）。</p> <p>この「生命保険会社等」としては、法律の規定に基づき生命保険や生命共済を取り扱う法人を幅広く包括することを基本としつつも、勤労者の計画的な財産形成を促進するという法の目的から、長期安定的な商品を取り扱い、適切に業務運営を行うことのできる法人である必要があることから、法律・政令にあらかじめ規定するもののほかは、厚生労働大臣（当時は労働大臣）が指定することとしたものである。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>勤労者財産形成貯蓄事業の実施</p>			
事務・事業の目的	勤労者の計画的な財産形成の促進			
関連する政策目標	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること (勤労者生活の充実を図ること)			
関連する業績指標	勤労者財産形成促進制度の利用件数			
指標の目標値等	前年度実績に変動率を乗じた数を上回る			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	別紙のとおり。			
事務・事業の実績	○実績（平成26年度末） 302千件、残高764,107百万円			

国からの補助金等	-
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、 以下の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勤労者財産形成促進法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第165号）及び勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第105号）により、指定基準に係る詳細な事項を定めた。（平成20年4月） ● 指定を受けた法人に係る事項をインターネットで公開した。
事務・事業の必要性等・有効性	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務・事業の必要性 財形貯蓄事業は、事業主と国が勤労者の計画的な財産形成を支援するものであり、豊かで安定した勤労者生活の実現を図るという観点から必要な事業である。 ● 事務・事業の妥当性 一定の基準に該当する場合には、法定法人以外の法人についても財形貯蓄として取り扱うことのできる生命共済の事業を行う法人として指定することは、利用者の利便や選択肢の拡大等の観点から適当である。 ● 事務・事業の有効性 現在指定されている法人が取り扱う財形貯蓄は302千件、残高764,107百万円と広く勤労者に利用されており、勤労者の計画的な資産形成を促進するという目的を達成する上で有効である。
事務・事業の執行体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定等を行う妥当性 財産貯蓄制度は、勤労者の計画的な資産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図ることを目的とした制度である。このような制度の趣旨に照らし、また勤労者が不利益を被ることのないよう、勤労者財産形成貯蓄契約に該当する契約を勤労者が締結する相手方について、一定の基準に沿って指定を行うことは適当である。 ○ 事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> ● 指定等の基準の妥当性 指定基準を満たすものであれば、法人の種別・指定数等の規制はなく広く参入可能であり、指定基準についても平成20年4月に省令において内容を明確にした。具体的には、扱う商品の安定性・長期性、事務処理の適切性、一定の経営基盤等を基準としており、勤労者の計画的な資産形成のための貯蓄商品が安定かつ健全に運営されることを担保するため適切なものとなっている。 ● 実施主体としての指定等法人の適格性 指定されている警察職員組合は、上記基準に適合しており、勤労者財産形成貯蓄は適切に運営されている。
評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）	<p>財形貯蓄事業は、事業主と国が勤労者の計画的な財産形成を支援するものであり、豊かで安定した勤労者生活の実現を図るという観点から必要な事業である。 勤労者の利便等を図りながら、一定の安全性を図るという点で、現行の事務・事業は有効に機能しており、今後とも、引き続き本事務・事業を適切に実施していくこととしたい。</p>
備考	

別紙

合計 1 法人

生活協同組合（1 法人）

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
生活協同組合（1 法人）			
警察職員生活協同組合	昭和 59 年 1 月 10 日	03-5213-8383	特になし。